

令和5年度 第2回恵庭市廃棄物減量等推進審議会(議事録)

日 時:令和5年7月11日(火)10:00~12:00

場 所:恵庭市民会館2階 視聴覚室

出席者:12名 【会 長】村井 公裕 【副会長】茶園 利紀
【委 員】音島 純子・佐藤 加奈子・佐山 美恵子・清水 理達・田中 和枝・二瓶 文彰
中川 淳一・中山 勝歳・船田 清・宮内 光則

欠席者:2名 【委 員】島田 雅之・竹内 清

事務局:8名 横道 義孝(恵庭市副市長)野村 孝治(生活環境部長)・
依藤 寿志(生活環境部ゼロカーボン推進室長)・中山 真(廃棄物管理課長)・
田中 徹(同主幹)・谷村 直宏(同主査)・水野 光代(同主査)・
石丸 直稔(同主査)・牧野 有紘(同主任主事)

1. 開 会

2. 挨 拶(副市長)

3. 挨 拶(新任委員)

4. 議 事

- ・令和5年度廃棄物処理の概要について
- ・地区懇談会及び排出事業者説明会開催結果について
- ・令和7年度からのごみ処理手数料の考え方(素案)について
- ・し尿処理手数料(案)について

5. その他

6. 閉 会

～議事要旨～

(1)令和5年度廃棄物処理の概要について

～事務局より説明～

(資料1) 令和5年度廃棄物処理の概要

委員 A: 只今令和5年度の廃棄物処理の概要について説明いただきました。これまでのごみ処理の流れ・概要についてよくまとめられており、非常に感心しております。こういったものはホームページにも掲載いただくと非常に理解が深まるのかなと思います。ただ、何点が気になる部分がありましたのでご質問いたします。まず、P20に資源物回収の売り払い収入の記載がございます。表の中にペットボトルの項目がありますが、令和3年・令和4年が空欄(ブランク)となっております。P19の排出量をみると一定の回収はあるはずですが売り払い状況についてはどうなっているかお伺いします。

続いて、P29環境美化等推進員登録制度について、平成22年度に設置されたもので、もう10年以上になります。ごみの減量や資源化を中心となって取り組んでいただいている市民の方々が85名(61町内会)いらっしゃるということであります。恵庭市は昨年ゼロカーボンシティ宣言をされ、組織についてもゼロカーボン推進室を設置し、積極的に取り組んでいくということかと思えます。こうしたカーボンニュートラル・脱炭素化に向けて、環境美化等推進員ももう少し幅広く推進する為に、制度を見直すことで、市民参加型のゼロカーボンを目指していくべきではないかと思えますが、市の考え方をお伺いします。

また、P31集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度についてです。こちらの認定に関して、P32をみると令和3年1月から現在まで約2年半の間新規認定がないということですが、一方で戸建て住宅や集合住宅はどんどん増えていると思えます。こちらの状況について確認をさせてください。

最後に、P33不法投棄について、令和4年度の巡回件数が前年と比較して半分以下となっております。パトロール回数が半減した要因はどういったものなのか、お伺いいたします。

以上4点について、お聞きしたいと思えます。

事務局: 私の方から、ご質問の点についてご説明をさせていただきます。まず P29環境美化等推進員登録制度についてですが、本年度、町内会や各団体様向けにアンケート調査を実施する予定としており、アンケートについては現在作成を進めているところです。そういったアンケートによって、活動の実態を把握し、本制度についても整理をしたうえで、事業を推進していく予定です。

続いて、集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度の新規登録が滞っている状況についてのご質問ですが、おっしゃるとおり、令和4年度は新規の認定はありませんでした。取り組みとして、管理会社に対しても、令和4年度に認定によるメリット(管理会社・入居者それぞれ)等をご案内いたしました。今年度は、市内の共同住宅の所有者に対して

新規登録の案内を送付する予定です。引き続きそういったことを行いながら事業を推進していきたいと考えております。

P33不法投棄の巡回件数の減少についてですが、令和4年度に不法投棄の通報場所を地図に記載し、通報の多い箇所等の整理を行いました。こちらは現在再編中となっております。また、こちらの巡回件数は「不法投棄を発見した回数」としており、当課でも不法投棄の予防策として看板設置等にも注力をしていることによって、不法投棄は年々減少しております。それにより、こちらの巡回件数も減少しているといった状況です。以上です。

事務局： 只今委員からご質問があったとおり、今年度から生活環境部にゼロカーボン推進室を設置し、脱炭素に向けた活動により力を注いでいける体制を作りました。昨年度、恵庭市はゼロカーボンシティ宣言を行いまして、国のゼロカーボンに向けた指標に準じる形で、2030年にはCO₂の排出量を-46%に、2050年には排出量ゼロを目指すという目標を掲げております。環境美化等推進員の方々のご活躍も、ゼロカーボンを目指す上で重要な取り組みの1つとなっております。今年にしましては、脱炭素に向けた取り組みということで、CO₂の排出量が比較的多い「製造業」と「市民生活」に関する分析資料が環境省から出ております。具体的に申し上げますと、恵庭市のCO₂の排出量は約79万トン/年となっており、この内の約半分は製造業から排出されております。また、20%以上が市民生活（一般家庭）から排出されております。製造業及び市民生活を合計すると7割以上になります。まずはここに的を絞って脱炭素に向けた取り組みを行っていこうと計画しております。具体的な計画としては、昨年度末に作成したロードマップに基づいて、今年度は製造業と一般家庭に向けた、CO₂削減に向けた施策を実施する予定となっております。特に一般家庭につきましては、「アクションプラン」というものを作り、実際の生活の中で手軽に取り組み、且つどの程度の削減効果があるかという「活動メニュー/削減効果」をまとめた資料を今後公表いたします。それを市民の皆さまに取り組んでいただき、施策の1つとしてCO₂削減に繋げていきたいと考えております。環境美化等推進員の皆さまのご活躍と、こういったアクションプランが連動して、より脱炭素に向けた活動が行える仕組みを、今後検討していきたいと考えております。

事務局： 環境美化等推進員に関する質問についてですが、制度自体を見直して廃棄物処理にどのように繋げるか、脱炭素に向けてどのように繋げるかということを考えていかなければならないと思います。この環境美化等推進員登録制度は平成22年に発足したところですが、その前段では、衛生団体連合会（衛団連）という組織が市の廃棄物処理の担い手として活動していただいております。衛団連の解散に伴い、環境美化等推進員登録制度を発足したところではありますが、仰っていただいたとおり制度発足から10年以上が経過しております。様々な活動をしていただいているところですが、「そろそろ見直しが必要ではないか」というご意見かと思っております。町内会から推薦を受け、活動をしていただいておりますが、私どもとしても経年ということで見直しが必要ではないかと考えております。併せて、脱炭素に向けた廃棄物処理との連携という部分ですが、国の方では資源循環に関する戦略を立ててお

り、その中で様々なモデル事業を各市町村が実施しているところです。このように国を通して脱炭素に向けた資源循環に関する取り組みも行っておりますので、実施している各市の状況も参考にしながら、環境美化等推進員にどのように反映できるかということを検討していきたいと考えております。

事務局： 一点、ご質問の回答が漏れておりましたので補足いたします。P20資源物回収物売払収入のペットボトルの項目についてですが、令和3年度から容器包装リサイクル協会ルートで売払いを行ったということであり、令和2年度までは、それぞれ入札による独自ルートによって売払いを行っていましたが、令和3年度からは、資源物の売払い収入とは別で、「有償拠出金」という形で、全国の処理量から割り返した金額が入っております。金額としては、令和3年度は4,135,856円、令和4年度は8,971,267円それぞれ入ってきております。有償拠出金という形ではございますが、売払いによる収入であることは間違いありませんので、こちらについては追記したいと思います。また、P33不法投棄の巡回件数の減少について補足ですが、令和3年度までは車両を1人1台、計2台で巡回を行っていましたが、令和4年度は2人で1台という形に変更になったことも要因の1つとなっております。理由としては、先ほどの説明のとおり、不法投棄の件数自体が巡回ルート上で減少しているということもあり、2人で1台という形に変更いたしました。そのため、件数としては大幅に減少しております。また、内部の都合ではございますが、会計年度任用職員がパトロールを実施しており、2月～3月については巡回回数を減らしたということや、パトロール員が変更となったことも要因の1つとなっております。

委員 B： P31に関連するところですが、集合住宅のごみステーションは大きさにばらつきがあり、ごみが溢れているところはだいたいステーションが小さいところです。P116に指導要綱があり、第6条(3)をみると、「1住戸につき、おおむね100リットルのごみを保管することができる規模であること」となっております。小さいところはこの部分に反しているということになるかと思っております。事前に市でも確認していると思っておりますが、溢れているところを見ると、どうなのかなというふうに思っています。入居者の数に応じた大きさのステーションを設置してくれないと、いつもごみが溢れていて、結局周りの人が片付ける羽目になっていきます。この100リットルが妥当であるかどうかにも疑問を持っています。特に3月・4月・5月は多いので、どうにかならないかと思っています。アパートに住んでいて、引っ越した人はそのままほったらかしなので、周りの人が片付けをしています。もう少し市でも厳しくチェックしてほしいと思います。

事務局： 要綱で定められているように、1住戸につき必要な容量は100リットルとなっております。ただ、要綱が定まる前にできたような古いアパートでは必要な容量が確保されていないところも見られます。そういったところについては、要綱に基づいて必要な容量を確保していただくようご案内しております。

また、容量を確保したとしても、分別がしっかりされていないと、なぜ収集されなかった

か理由を記載したシールをごみに貼ったうえで置いていくこととなります。そういったごみが堆積されれば、どんなに大きいボックスでも溢れることとなります。パトロール員や近隣の方々からごみが溢れている情報について連絡をいただいた際は、市から所有者や管理会社に対し迅速に片付けるよう要請しております。ただ、根本的に分別マナーが改善されない限り、こういった状況は発生し続けますので、市としても例えば学生の方向けに学園祭で啓発イベントの実施や、動画での PR、学習会の実施、高齢者向けの周知啓発など、試行錯誤しながら分別徹底に向けて実施していきたいと思っております。

事務局:集合住宅のステーションについてですが、新築した場合は、廃棄物管理課へ申請をさせていただきようとしております。その後、収集業者と連携し現地確認を行い、戸数に対してのステーションの容量が妥当であるかどうかを確認しています。また、昨年度から建築確認申請を行っているまちづくり推進課と連携し、集合住宅の所有者へ必ず廃棄物管理課への申請を行うよう通知しております。基本的に平成16年以後に建設されている集合住宅については、「1住戸あたり100リットル」という容量を満たしております。

委員 B:そうはいつでも、実際には明らかに容量が足りていない集合住宅も散見されます。そういったところに対して、例えばステーションの数を増やす等の指導を行っていただきたいと思っております。また、市民が不法投棄や動物の死骸を発見したら市へ通報が可能なアプリがあるかと思っておりますが、実際にダウンロードして使用しているのですが使い勝手があまりよくありません。こちらについては改善をしていただけるとありがたいです。また、例えば LINE 連携などより使いやすいアプリを活用してはどうかと思うのですがいかがでしょうか。

事務局:まず、集合住宅のステーションについては、市の方でも引き続き管理会社等へ指導・要請を行っていきたく思います。続いて、不法投棄の申請フォームについてですが、24時間でいつでも電話・メールをせずに回収依頼ができるといったところを目指して現在の運用となっております。また、LINE の活用については現在全庁的に鋭意検討を進めており、廃棄物管理課の関連ですと、ごみ分別の問い合わせに対応するチャットボット、粗大ごみの申込についても盛り込めないか協議をしています。ごみの問題はやはり市民の関わる部分が大きいので、可能な限り要望に応えてもらえるよう、情報政策課と調整を進めているところです。

委員 C:大変膨大な資料の作成、お疲れ様でした。本当にごみ問題は悩ましく、何かできないかなと一市民として考えているのですが、ちょっとお聞きしたいと思っております。P25に記載されている「リネットジャパンリサイクル(株)による家電回収」について、宅配で回収していただけるということで、こういった回収方法があることを初めて知ったのですが、料金体系はどうなっているのでしょうか。

事務局:リネットジャパンリサイクル(株)による家電回収の料金についてですが、パソコンの回収に

については無料となっております。ただ、個人情報の消去などがあった場合は有料となります。また、規定のサイズ内のダンボールにパソコンが入っていれば、その他の小型家電等の回収についても無料となりますので、かなり使い勝手はいいのかなと思います。また、家電4品目についても有料ではありますが、令和4年12月から回収を開始しており、自宅内まで収集員が引取を行いますのでご高齢の方やご自身で運べない方にとっては非常に便利なサービスとなっております。

事務局:先ほどご質問のあった動物の死骸の通報アプリ「what3words(ワットスリーワーズ)」について少し補足させてください。こちらのアプリは住所よりも詳細な場所を示すことが可能なアプリとなっており、今年から動物の死骸の場所を特定するために試験的に導入をしたところです。このアプリは詳細な場所を特定することが可能な為、動物の死骸の回収だけに限らず、不法投棄の場所の特定にも役立てることができると考えています。3メートル四方毎に、3つの言葉(アドレス)が割り振られておりますので、住所だけでは広すぎて場所の特定が困難であったりするケースの解決に寄与することが可能です。今年1年間試験運用をしていく中で、ご意見のあった「使いづらい」であったり様々な問題も発生するかと思しますので、そういったご意見をいただきながらより改善していく、もしくは別の方法を考えていくということができればと考えております。

委員 D:アプリの存在について、今お話を聞いて知りました。こちらのアプリの試験運用はいつ頃からスタートしたのでしょうか。

事務局:6月から試験運用を開始しております。

委員 D:ではまだ開始したばかりですね。市民の方からの通報件数はどれくらいあるのでしょうか。

事務局:現在このアプリは動物の死骸の回収でのみ運用している状況ですが、3件程度となっております。

(2)地区懇談会及び排出事業者説明会開催結果について

～事務局より説明～

(資料2)令和7年度からのごみ処理手数料の考え方に係る地区懇談会及び排出事業者説明会報告書

意見なし

(3)令和7年度からのごみ処理手数料の考え方(素案)について

～事務局より説明～

(資料3-1)令和4年度実績に伴う恵庭市一般廃棄物処理基本計画(変更案)について

(資料3-2)令和4年度決算に伴う(改訂)一般廃棄物会計基準に基づいた費用及び単位廃棄物量当

たりの処理費用について
(資料3-3)令和7年度からのごみ処理手数料(素案)について

委員 E:前任から本審議会委員を引継ぎ、前回の資料につきましても確認し、時間をかけて考えさせていただきました。3点ほどあるのですが、まずこれだけの資料を揃えるのは本当に大変だったと思います。ごみ処理手数料の積算が非常に難しいものであるということがよくわかりました。特に焼却施設ができてから、全量埋立の頃とは違うこともわかりました。私どもは特に高齢者の方々と接する機会が多いですが、高齢者をはじめとした市民にわかりやすいごみ処理手数料というのは、地区懇談会の意見でもあったとおり、仮にかかる経費が10億円とした場合、市民の負担する部分は3億円というように、全体経費の3割程度の負担であるということがわかりやすいのではないかと思います。ごみ種別で考えるのではなく、全体で捉えていただいた方がより納得度が高くなるのではないかと思います。また意見としては、積算案の中に、減価償却費が含まれているものもありましたが、このいわゆるインシヤルコストについては、起債制度の役割として、「住民負担の世代間公平のための調整」があると思います。将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で、負担を分かち合うことでありますので、既に税負担をしているという観点でいうと、減価償却費はごみ処理手数料の積算基礎から除くことが望ましいのではないのでしょうか。また、現在の物価高は生活に大きく影響を与えているところですが、資源化を推進するために手数料の差を設けている現行手数料を多くの市民は望んでいると思います。したがって、私の考えとしては、手数料の引き上げは行わず、現行手数料を維持することが望ましいと考えております。

事務局:ご意見いただきありがとうございます。まずわかりやすい手数料負担ということで、ごみ種別ではなく全体で経費を考えること、資料3-3で示しておりますが、ご賛同いただける内容であったのかなと思っております。また、減価償却費について、「住民負担の世代間公平」という観点は非常にわかりやすいご意見でした。物価の高騰や燃料費の高騰は市民生活にも大きな影響を与えておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

副会長:いまご意見のあったとおり、市民にとってごみは永遠のテーマであると思います。私も同じように、ごみ処理手数料については現行手数料から変更せずにこのままがいいのではないかと思います。

事務局:現行手数料の積算方法はわかりづらいという意見にも耳を傾けながら、わかりやすい手数料設定を検討して参りたいと思っております。

委員 B:再資源化の促進というのは非常に重要なことであると思います。消費者協会さんの方でも、今年フードドライブや制服のリユース事業が始まりました。新たな取り組みで助かる方も多くいらっしゃるかと思います。まだ始まったばかりではありますが、現状について教え

ていただけるとありがたいです。また、それに対して市はどのように関わり、周知等を行っているのでしょうか。併せて、事業拡大の予定はあるのかをお伺いしたいと思います。また、粗大ごみに関して、現在埋立処分されている粗大ごみの中にも、まだまだ使えるものがたくさんあるかと思えます。そういった粗大ごみをリユースしていく取り組みも今後重要かと思えますが、市で検討している取り組み等があるかどうかをお伺いしたいと思います。地域の住民で不要になったものを譲り合うようなサイトもありますので、そういったところと連携していけるとより良いのかなと思いました。

委員 F:ご質問のあったフードドライブについては、今年の5月に開始しまして、まずは黄金地区限定で回覧を行い、フードドライブを始めました。内部の人間からも食品を集め、集まった食品はコープさっぽろへ提供したところです。学生服のリユース事業については、7月から始まったばかりなのですが、新聞に記事が掲載されたときに反響をいただきました。その中で「予約をしたい」という声をいただき、学校に掲載されているポスターに「予約が可能」である旨が記載されていたために誤解を招いてしまったことがありました。予約の意味としては、実際に集まった制服の中からほしいものがあつた際に電話で引取予約ができることを指しておりますが、「来年の4月から●●中学校入学するから●サイズを予約したい」という内容の電話をいただきました。消費者協会ホームページから在庫のある制服を確認していただき、希望のものがあればお電話していただくようにお伝えしました。昨日、早速制服を5～6枚持ってきてくださった方がいて、「ずっとタンスに入っていたが、こういった事業を行ってくれて大変助かる」という声をいただきました。今後もたくさん集まることを期待しております。また、9月9日(土)に消費生活展が開催されますので、そこでも制服を回収できるような市民周知を行っていきたいと思っております。

事務局:お話いただいた制服リユース事業と市との関わりの部分ですが、もちろん丸投げということではなく、在庫管理等の連絡を密にしながら、再資源化について一緒に推進していければと考えております。また、粗大ごみのリユースについてですが、民間サイトとの連携というところもご提案いただきましたが、現在市としては、分別事典にも記載しているとおり「おいくら」というサイトを活用していただくようご案内しております。と言いますのも、「おいくら」ですと個人間取引にはならないのですが、地域住民による譲り合いサイトは個人間取引となるため、個人情報流出のリスクや個人間のトラブルへ発展しやすく、その部分に市が介在することは非常に難しいところがありますので、現在そういった個人間取引の運営サイトとの連携は考えておりません。また、平成30年度の廃棄物減量等推進審議会で、粗大ごみを修理して売り払うといった事業を検討しましたが、他自治体で実際に行っている事業ではあるものの、やはりかなりの経費がかかっているといったことがありました。粗大ごみをストックする場所、修繕する場所、受付の人件費など、諸々含めると非常に経費がかかってしまうということが当時の調査で判明しております。そのため、粗大ごみの再資源化については、現在は新たな事業を行う予定はないという状況でございます。ただ、タンスなどの木製粗大ごみについては、焼却施設で切断を行い、中間処理を行っているところです。

委員 B:わかりました。子育て世代からも、例えば不要となったベビーベッドなどを譲ってもらえるような仕組みがあればありがたいという声もありましたので、こういった質問をしました。粗大ごみについては諸々課題もあるかとは思いますが、極力再資源化できるよう進めていただきたいと思います。また、フードドライブについても、まだ始まったばかりではありますが、黄金地域に限らず、恵庭市全域に広がっていくような取り組みを今後お願いしたいと思います。

委員 D:本審議会に出席させていただくようになって、ごみ袋1枚の値段が決まるのにここまでしているのかということに改めて実感しております。単純に家庭で購入していただいているごみ袋の値段が上がりますよといったときに、正直いかなる材料があったとしても、市民の方からすると「いやいや上がるのは困るよ」といった意見が大半であると思います。上がらないに越したことはないと思うのですが、「じゃあなぜ上がるのか？」という部分が肝になると思います。やはり前回の審議会でもご説明があったように、恵庭市のごみ収集というのは、周辺自治体と比較しても、戸別収集であるということが最大の特長であり、最大の市民サービスになっていると思います。そうしたときに、昨今様々なものが値上がりしている中で、今後まちが発展して人口が増えたり、住宅数が増えれば、戸別に収集することが前提ですので、収集員を増やしたり、チームを増やさなければならぬので絶対的に経費が上がってしまうということが必然かと思えます。そうなったときに、市民が「値上げとなっても戸別収集という最大のサービスを求めるか」ということ、もしくは「値段は変わらないけど、その分こういったサービスの低下が生じるよ」といった値段を据え置き代わりにサービスの低下をせざるを得ない、例えば「現在の収集回数から2割減ります、そのため家庭にごみを貯めておいていただく期間が長くなります。ただ、その代わり値段はそのままなので協力をお願いします」というようなメリット・デメリットについては、シンプルに説明してもいいのではないかと思います。

事務局:戸別収集は、昨年度実施したごみ処理恵庭モデル検討会の中でも、大きな話題になったテーマでもあります。その中で戸別収集のメリット・デメリットというものも出ささせていただきましたが、市民の方々へ広く周知しているといったわけではございませんので、どこかのタイミングで広報の特集であるとか、もしくは廃棄物管理課で発行しております啓発紙「ごみ減量大作戦」の中で特集を組むなどして、戸別収集について掘り下げていきたいと思えます。ご意見いただきましたとおり、「戸別収集を維持するためには、現在燃やせるごみ・生ごみは週2回ですが、それが週1回になる」ですとか、そういったことも考えなければならぬ時代がいずれくるかもしれないといったこともありますので、その中で「市民の皆さんはどういった選択をするか？戸別収集からステーション収集に変更？継続？」など、様々な検証を市民の皆さまに課題を提案しながら一緒に考えていきたいと思っております。

委員 C:昨今人手不足という課題をより感じています。いつまでもごみを収集してくれる人がいるとは限らないと思っています。ごみ袋の製造単価が高いというお話を聞いてびっくりしまし

た。それでは手数料をいくらもらっても足りないのではと思いました。ごみ袋の製造経費は、手数料の積算の中に例えば管理費等で含まれているものなのでしょうか。

事務局:まず、収集員の人手不足についてですが、我々も日々感じているところではございます。ですので、委託料については、適正な金額を見ていきたいと考えております。続いてごみ袋ですが、少し古い資料で恐縮ですがけれども令和3年度のごみ袋の製造状況でいうと、例えば生ごみの3リットルの袋(手数料は1リットルあたり2円、3リットルであれば6円)の製造単価は1枚あたり7円です。ですので、売れば売るほど赤字という状況です。また燃やせるごみの5リットルであれば、製造単価は1枚あたり10円。手数料としては15円ですので、1枚あたり5円の身入りがあるという状況ではございます。またこの経費ですが、資料3-2の収集運搬費という部分に計上されておりますので、管理費には含んでおりません。

委員 A:このごみ処理手数料の積算ですが、極めて複雑でわかりづらい。委員の皆さんもこの資料を見て、100%理解できているのだろうか?と思っています。まず、これまでの計算方法を踏襲すると、過去に計画で見込んでいたものとの間に大きな乖離が生じるということが、現時点における検証の結果だと思えます。その中で、当然ながらこの考え方を踏襲することは、現時点で生じている乖離を更に大きくするということになります。委員の皆さんからも意見があったとおり、ごみ処理については市民・事業者皆さまの理解を今以上に深めていきながら、進めていくことが肝要だと考えております。したがって、私の感覚ですと、今までの料金算定に係るごみ種別の項目自体が、あまりにも細分化されすぎて複雑になってしまったことで、結果的に実態と乖離が生じており、こういった区分け自体を見直す必要があるのではないかと考えております。先ほどから申し上げているとおり、あまりにもきめ細かすぎるごみ種別の区分けに基づく原価と手数料の積算、ここまでして結果的に実態と違うということが、地区懇談会でもご意見をいただいた、「複雑でわかりづらい」という声になっており、恐らくこの資料を市民の方が見れば、それ以上の声が聞こえてくると思えます。そのため、算定自体を大きく見直すことが大事であると思っています。そうしなければ、市民理解・事業者理解・受容性というものが得られません。市民や事業者の理解によって進んでいる再資源化、恵庭市の特長であるリサイクル率の高さに繋げていくことが重要であると思います。そういった意味で、先ほどからお話のあるどこまで管理費の中に経費を見ていかなければいけないのかという部分について、減価償却費ですとか、あるいは地区懇談会でも意見のあった人件費について、私も抜くことに賛成です。また、様々な処理関係費用についても、一定程度市税負担するということはあって然るべきであり、手数料に算入しなくてもよいのではないかと考えます。また、もう一つ事業者の立場で申し上げさせていただくと、やっとコロナが落ち着いてきた中で、電気代・資材費・人件費の上昇など様々な課題があります。こういった経費の増大が大きな課題となっており、正直言ってこれ以上ごみ処理手数料による値上げということは極めて厳しい状況にありますので、社会情勢や経済情勢というものをしっかりと鑑みていただいて、機械的な算定ではなく、様々な外的な要因も勘案しながら総合的に検証して見直す、あるいは見直す時期も「はたして今なのか?」とい

うことも含めて是非ご検討をいただきたいと思っております。先ほども申し上げましたが、恵庭市の長所は市民の分別意識が高いところにあると思います。みんなで協力して、リサイクルをしていく、資源化を進めていく、そんな素晴らしいまちだと思っています。市内の産業廃棄物の処理施設がほとんどなく、市ではあわせ産廃という形で受入れを行っていただいておりますが、こちらは是非継続していただき、中小企業、小規模事業者への支援をよろしくをお願いします。

事務局：まずはごみ処理手数料の算定について、よりわかりやすく、といった部分かと思えます。細分化しすぎず、マクロ的な視点でのご意見をいただきましたので、そういったところも参考にさせていただきながら、検討を進めていきたいなと思えます。また、人件費や管理費について、手数料に算入しなくてもよいのではないかと、といったご意見について、こちらも併せて検討を進めていきたいと思えます。また、事業者の方々の切実な声、経済情勢を鑑みるという部分につきましても考えていきたいと思えます。最後にあわせ産廃の継続につきましても、ごみ処理恵庭モデル検討会の中でも丁寧に検証を進めて参りましたので、当面継続という形で考えていきたいと思っております。

(4)し尿処理手数料(案)について

～事務局より説明～

(資料4)し尿処理手数料(案)について

委員 D：恵庭市のし尿処理手数料が近隣自治体と比較して安いというのは、なぜなのでしょう。

事務局：詳細な要因は調べ切れませんが、恵庭市は過去から5円前後でずっと推移している中で、他市との差が大きくなっていったものと推測されます。

(5)その他

～全体をとおして～

委員 C：前回も申し上げましたが、私がなぜこの委員になったかという、ボランティア袋に入っている草木類をみて、はたしてごみなのかと思ったことがきっかけです。今日の新聞に、漁川堤防で新たな事業の1つとして、はなふるで発生した花がら等の植物廃材を堆肥化するような事業も想定しているという記事が掲載されていて、私も早くこの事業をやってほしかったと思っており、草木を燃やしてもCO₂が発生しないという考え方もありますが、雑草等は土に戻してあげることが基本だと思いますので、こういった堆肥化に向けて動いている状況を見ると嬉しく思います。ボランティア袋の製造にもお金がかかっているのに、何かできることはないかなと思ひ、町内会で管理している花壇は、ボランティア袋に入れるのではなく、農家さんで使っている育苗ポットに花がらや雑草を集めて、踏み固め、後で土に還すということを行っています。ごみの処理に1人あたり1万5～6千円かかっていると

いうことも周りの方々へ伝えさせてもらっています。審議委員になって、そういったことも言えるようになりました。まちづくり協会から育苗ポットをもらったりしていますが、それもプラスチックなので、使い捨てにするとごみが発生しますので、再利用するようにしています。農業を大切にするという意味でも、そういったごみの再資源化は重要ではないかなと思います。それがゼロカーボンに近づいていくということだと私は感じています。

事務局:一部まちづくり協同組合の方で、公園の草木類を堆肥化していたり、シルバー人材センターの方でも堆肥を作っていたらいいようなお話も聞いておりますので、更に情報収集はしていきたいと思います。

会長:過去に恵庭市でも剪定枝のバイオマス化について検討していましたよね。

事務局:はい。モデル事業として実施しておりましたが、剪定枝については性状にバラつきがあり、最終的には木質バイオマスにすることは難しいという判断で検討を終了しました。

委員 A:素晴らしい委員さんだと思って話を聞いていたのですが、私も前回本審議会に参加させてもらってお話を聞いた時に、家の庭の草むしりで出た雑草を、穴を掘って埋めるようにしています。皆さんが少しずつ実践していくこと、小さなことを積み重ねていくことが何より大事なのかなと思っています。

委員 E:社会福祉協議会の取り組みの関係で簡単にお話をさせていただきます。ペットボトルキャップを集めて売払っており、そのお金で高齢者のサロン活動等を行うといった取り組みをしております。恵庭市内の小中学校ほとんどに協力してもらっており、今現在やっと4.5トン程度集まりました。市の収集で集まる百何十トンには及びませんが、少しずつ増えています。子どもたちに説明をするときに、分ければリサイクルが出来るけど、分けなければごみになるんだよ、今はインドゾウ1頭の重さ(4.5トン)くらいの量だけど、アフリカゾウの重さである6トンを目指しましょう、ごみが資源になることで、ごみ処理場も長く使うことができるんですよとお話しています。市との競合になるかもしれませんが、ペットボトルキャップだけでいいので、是非市内の皆さま、委員の皆さまも機会があれば市役所や支所出張所にも回収ポストを置いていただきますので、ご協力をお願いします。

副会長:町内会の立場で少しお話させてください。3月に公園に大量の引っ越しごみが投棄されたことがありました。公共の公園に引っ越しごみを大量に投棄するなど、マナー違反もいいところです。これに関しては、警察にも通報しましたが、中身を見れば誰のごみかわかることもあると思います。また、市の資源の収集日に、ダンボールをワゴン車で集めている人を見かけます。本人に市の許可をもらっているか確認したところ、市長印が押してある書類を持っているとのことでしたが、市に確認すると許可は与えていないとのことでした。恵庭市にそういった許可のない業者や人が資源物を回収していますので、見かけたら、警察に通報し

てください。

事務局:資源物の持ち去りですが、ダンボールだけではなく、アルミ缶なども狙われている状況です。市としては、かなり強く相手方へ指導を行っておりますので、今月の広報でもお知らせしましたが、警察ではなく、廃棄物管理課へご連絡いただき、車両番号や特徴、時間、持ち去られたものの種類などの情報をお寄せくださいますようお願いいたします。

以上

～審議会の様子～

